

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.107

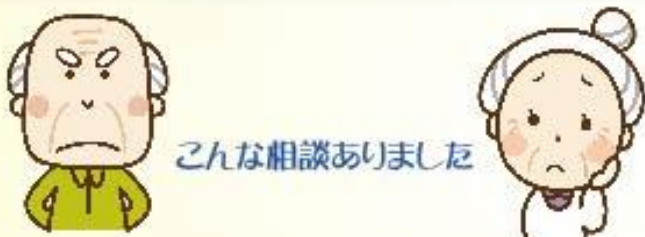
発行：東濃西部広域行政事務組合

「送り付け商法」に関する法律が改正されました。

注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に商品を送付し、代金を請求する。これを「送り付け商法」と呼びます。今回、「送り付け商法」に関する法律が改正され、消費者は身に覚えのない商品を受け取ったら直ちに処分できるようになりました。

これまでは商品を受け取った日から起算して、事業者の商品の引き取り請求をした場合は7日間、引き取り請求をしなかった場合は14日間を過ぎるまで処分することができませんでした。

ただしこの場合に注意すべき点は、その商品が本当に「送り付け商法」なのかということです。家族が注文したものや、知人からのプレゼントの可能性もあります。ルールでは直ぐに処分してもよいとされていますが、一定期間保管し、様子を見ることをおすすめします。



こんな相談ありました

息子宛てに貸金業者から督促の封書が届くので、借金しているのか不安になり、息子を問いただしたが何も答えない。借金があるなら肩代わりして払ってもいいと考えている。

借金は息子の問題であり、親であっても肩代わりしなければならない法的義務はありません。息子を助きたい気持ちはわかります。しかし、親が肩代わりしただけでは、借金の根本的な解決にはなりません。息子は収支に問題があるから借金をしているのです。収支の方法について話をすることが必要だと思われます。

8月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	8件
訪問販売	7件
訪問購入	0件
通信販売	31件
連鎖販売	1件
電話勧誘	12件
送り付け商法	0件
無店舗販売	12件
不明・無関係	0件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業